

10 水道の財政状況と水道料金

財政の健全化と経営の安定化に向けて

福岡市の水道事業は、「地方公営企業」として、その運営に必要な経費は、原則として企業の経営に伴う収入（水道料金）をもって賄うよう法律で定められています。これを「独立採算制」といい、事業の運営にあたっては、本来の目的である公共の福祉を推進するとともに、企業の経済性を発揮することが求められています。

福岡市では、「水の安定供給と節水型都市づくりの推進」などを施策目標に掲げた「福岡市水道長期ビジョン2028」に基づき、各事業を計画的に実施しています。

令和7年度の主な事業と予算額

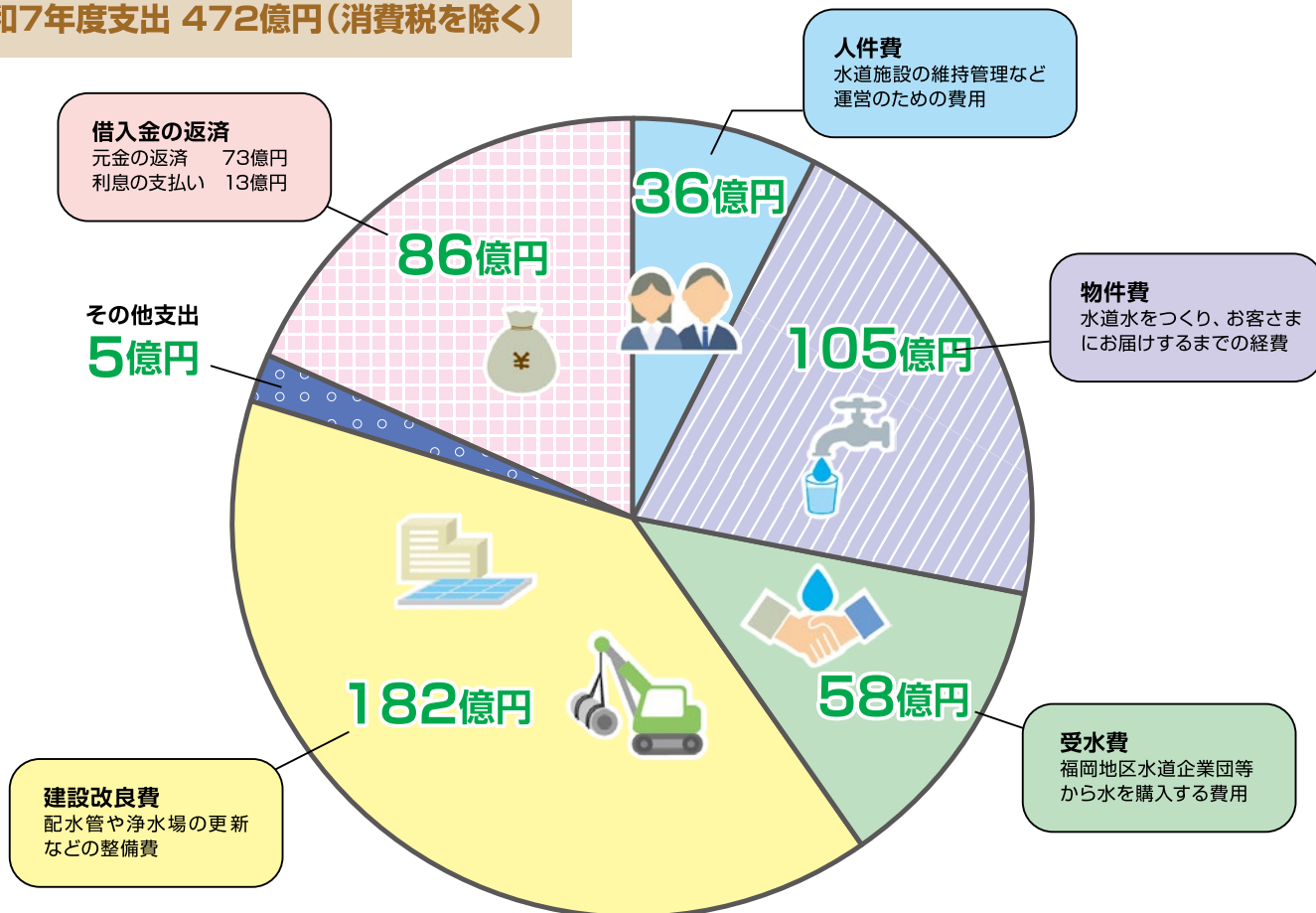
水道事業運営の基本計画である「福岡市水道長期ビジョン2028」（平成29～令和10年度）及び実施計画である「福岡市水道中期経営計画」（令和7～10年度）に基づき、毎年度の予算・運営方針を策定し、事業を着実に推進します。

施策目標と取組み概要	主な事業	予算額
1. 水の安定供給と節水型都市づくりの推進 将来にわたり、安定的に水道水を供給するとともに、限りある水資源を有効に活用します。	・配水管の整備 配水管の整備(約45km) ・浄水場の再編 乙金浄水場の増強や高宮系送水管の整備 など	196億 7,498万円
2. 安全で良質な水道水の供給 全てのお客さまに安心してお使いいただける水道水を提供します。	・水源かん養林の整備 水道局が所有する市内水源かん養林の整備(主伐等) ・水質管理の充実 水質検査機器の更新 など	1億 9,272万円
3. 危機管理対策の推進 より災害に強い水道を目指して、多様なリスクに迅速かつ的確に対応します。	・第2次耐震ネットワーク工事の推進 一時避難所などへの管路の耐震化 ・重要施設の耐水化 夫婦石浄水場の災害対策 など	8億 9,584万円
4. 安定経営の持続 将来にわたり、安定経営を継続させ、経営の基盤となる水道技術を確実に次世代に継承していきます。	・積極的な情報提供 広報紙「みずだより」の発行、こども水道教室の実施 ・水道DXの推進 IoTセンサを活用した水道管漏水調査の実施 など	2億 1,027万円

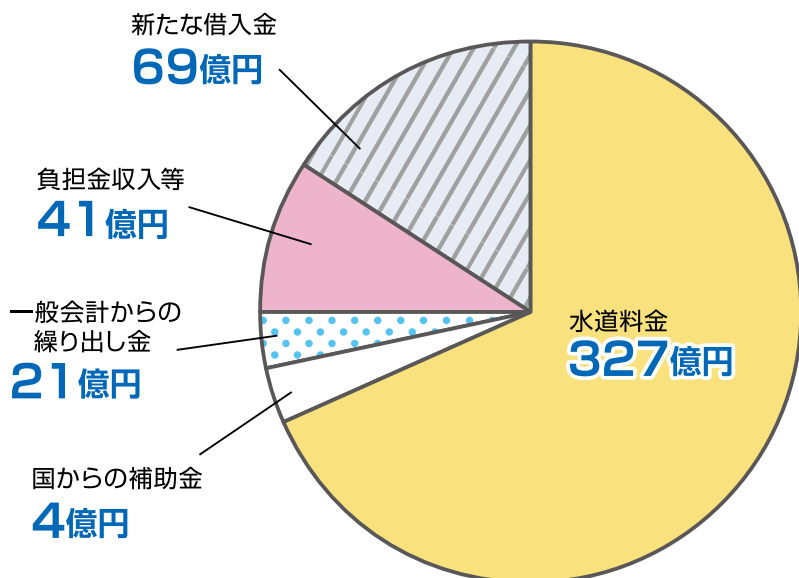
水道事業の財政状況（令和7年度予算）

令和7年度は、事業の運営や水道施設の整備、借入金の返済のため年間472億円を支出し、水道料金や新たな借入金等の年間収入462億円で賄うこととしています。不足する10億円は累積資金（手元資金）により補てんします。

令和7年度支出 472億円（消費税を除く）



令和7年度収入 462億円（消費税を除く）



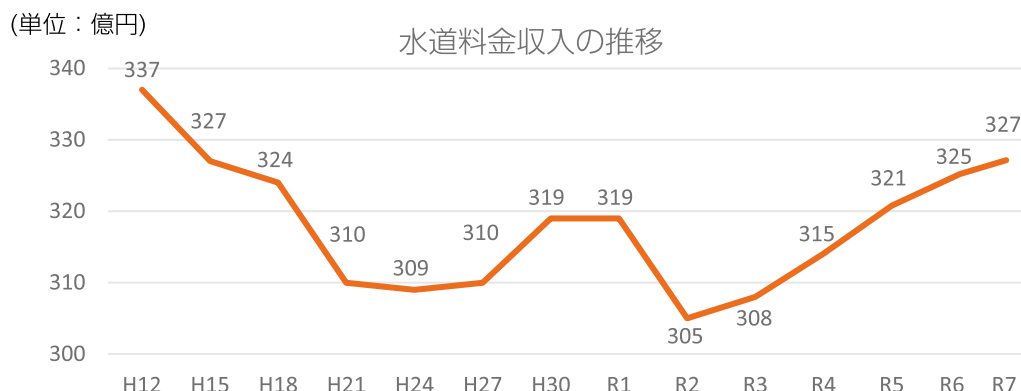
※年間収入及び支出は、減価償却費などの「現金を伴わない収入や支出」を除いています。



水道料金収入の推移(消費税抜き)

水道料金収入は、平成12年度のピーク時から減少してきていましたが、平成27年度からは人口増の影響もあり、増加傾向に転じていました。

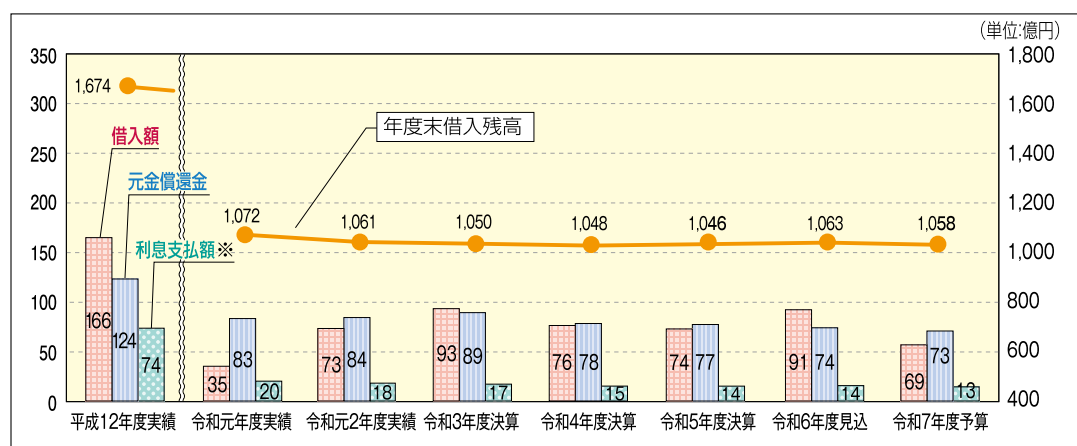
令和2年度に新型コロナウイルスの影響により大きく減少しましたが、その後は回復が進み、令和5年度以降は、コロナ前の元年度を超え、その後も緩やかに増加していく見込みです。



借入金(企業債)残高の推移

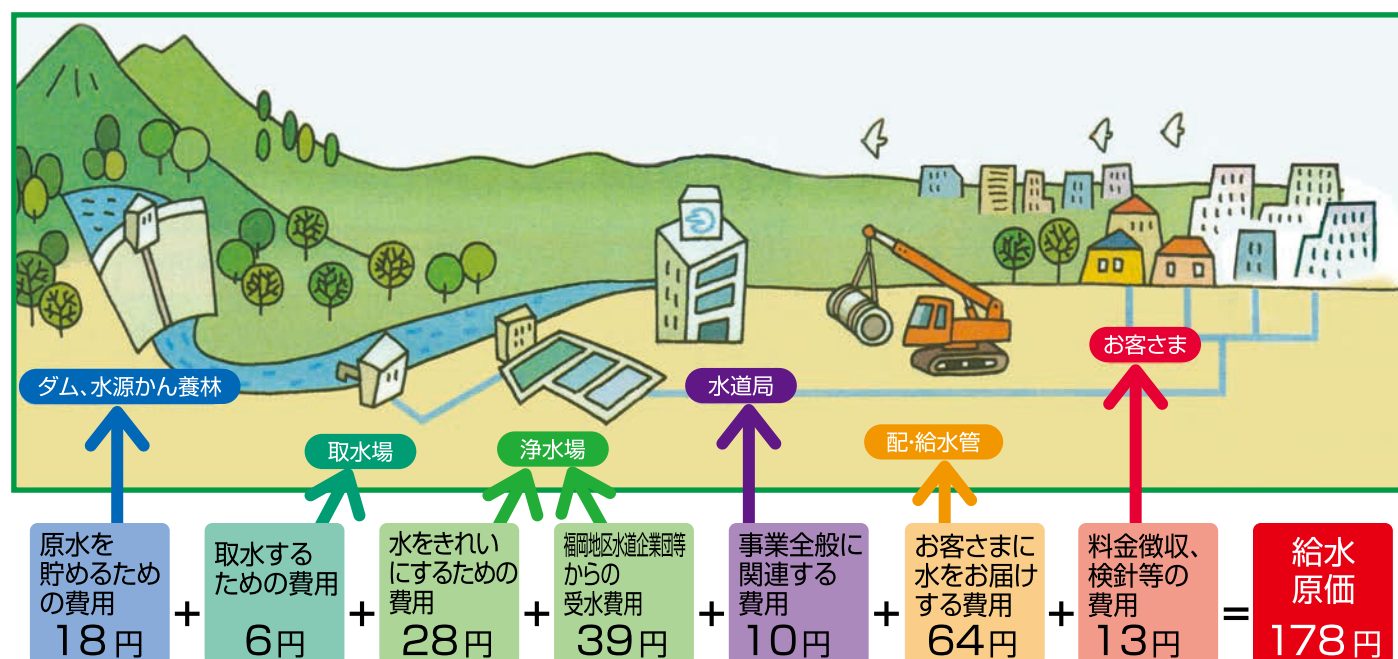
水の安定供給のために必要な施設整備は、事業資金の多くを借入金(企業債)で賄っています。

借入残高は、ピーク時の平成12年度末から令和5年度末までに628億円減少しており、今後も借入残高の縮減に努めていきます。



※利息支払額＝支払利息(収益的支出)＋建設利息(資本的支出)

1 m³の水道水をお届けする費用(令和5年度決算値 消費税抜き)



水道料金

福岡市の水道料金は、メーターの口径に応じた基本料金と、使用した水量に応じた従量料金からなっています。

従量料金は、用途区分を設け、ご家庭で使用する場合は、生活用水として配慮し、事業所などで使用する場合に比べ安くしています。

また、限りある水を大切に使うため、使用水量が多くなるほど1m³当たりの単価を高くしており、節水を促す料金体系としています。

料金算出方法

水道料金は、メーターの口径に応じた基本料金と使用水量に応じて生じる従量料金の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出します。

单価表

(1戸2か月) 税抜

基 本 料 金			従 量 料 金				
用途別	メーターの口径(mm)	料 金	用途別	区分	メーターの口径(mm)	使用水量 (m³)	料金 (1m³につき)
家事用・家事以外の用・公衆浴場用	13	1,700円	家事用	第1段	25以下	1～20	17円
					40以上	1～20	120円
	20	2,660円				21～40	155円
	25	6,220円		第2段	41～60	243円	
	40	21,840円		第3段	61～100	284円	
			第4段	101～200	335円		
			第5段	201以上	387円		
	50	42,200円	家事以外の用	第1段	25以下	1～20	17円
					40以上	1～20	175円
	75	119,400円				21～60	243円
				第2段	61～200	335円	
	100	258,400円		第3段	201～600	416円	
				第4段	601～2,000	497円	
	150	638,000円		第5段	2,001以上	542円	
200	1,022,000円	公衆浴場用	第1段	25以下	1～20	17円	
				40以上	1～20	35円	
	250	1,892,000円		第2段	21以上	44円	

○水道料金の計算例…メーターの口径が13mm、家事用で2か月に50m³使用の場合

①基本料金	口径13mmの 基本料金 1,700円	②従量料金	20m ³ ×17 円＝ 340 円 20m ³ ×155 円＝ 3,100 円 10m ³ ×243 円＝ 2,430 円
			(50m ³) 計 5,870 円

水道料金=①基本料金1,700円+②従量料金5,870円+消費税及び地方消費税相当額

メーターの検針から料金請求まで

- 検針・料金請求は2か月ごとに行っています。

- 検針月や検針日は地域ごとに定めています。

- ### ○料金支払方法

口座振替・クレジットカード継続払い・納入
納入通知書払い・スマートフォン決済

- ### ○納入通知書での支払窓口

銀行などの金融機関・コンビニエンスストア・
各区の営業所

※納入通知書のバーコードをスマートフォンで読み取って、支払うこともできます。

Diagram illustrating the calculation of water charges for even and odd months.

The timeline shows months from March to September. The calculation period for even months (偶数月) is 6 months, starting from the meter reading date in April and ending in June. The calculation period for odd months (奇数月) is 8 months, starting from the meter reading date in May and ending in August.

検針月	検針日	支払期限
偶数月または奇数月	初旬 1日～11日頃まで	検針月の28日
	中旬 5日～21日頃まで	検針翌月の8日
	下旬 11日～月末まで	検針翌月の18日

※支払期限日は、金融機関休業日の場合、翌営業日となります。